

注 意

1 この申請書は、教育訓練休暇給付金の支給申請を行うためのものです。

この申請書は、雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額証明票を受け取ってから速やかに、下記の確認書類を添付して申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所の長に提出してください。

なお、この申請書を提出するだけでは教育訓練休暇給付金は支給されません。教育訓練休暇給付金は、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所の長に教育訓練休暇取得認定申告書を提出し、教育訓練休暇を取得していることについて認定を受けた後に支給されます。

2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりですが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給の確認を行うことができません。

(1)雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額証明票

(2)本人確認及び本人の住所又は居所を確認できる官公署の発行した書類（原則原本。ただし、代理人による申請、郵送又は電子申請の場合は写しでも可。）

具体的には、運転免許証、住民基本台帳カード、個人番号カード（マイナンバーカード）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署から発行・発給された身分証明書若しくは資格証明書（本人の写真付き）のいずれか1種類です。これらがない場合は、住民票記載事項証明書（住民票の写し、住民基本台帳カードのうち本人の写真のないもの、印鑑証明書）、児童扶養手当証書又は官公署から発行・発給された身分証明書若しくは資格証明書（本人の写真がないもの）のいずれか2種類です。

(3)休暇を開始する日前に教育訓練休暇を取得することについて事業主の承認を得たことの事実を証明することができる書類

3 妊娠、出産、育児、疾病若しくは負傷又はこれらに準ずる理由で30日以上教育訓練を受けることができない場合、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所の長に「教育訓練休暇給付金受給期間延長申請書」を提出してください。申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所の長がやむを得ないとして、教育訓練休暇給付金の受給期間の延長を認める場合には、「教育訓練休暇給付金受給期間延長通知書」を交付します。

4 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合は、教育訓練休暇給付金の支給申請を行うことができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。

5 申請書の記載について

(1)1欄は、漢字、カタカナ、ひらがな及び英数字（英字については大文字体）により明瞭に記載してください。

・被保険者番号は、雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額証明票に記載されている被保険者番号を記載してください。なお、被保険者番号が16桁（2段／上6桁・下10桁）で記載されている場合は、下段の10桁について左詰めで記載し、最後の欄を空欄としてください。

・年月日を記載する欄は、元号に〇をした上で、年月日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。

・電話番号は、平日昼間に連絡の取りやすい電話番号を記載してください。

(2)2～3欄は、教育訓練施設等の名称、教育訓練講座名、受講開始年月日及び受講修了予定年月日並びに教育訓練休暇開始日及び教育訓練休暇終了日を記載してください。申請書に記載された訓練情報及び休暇情報と実際の訓練情報及び休暇情報が異なる場合は、教育訓練休暇給付金の支給申請時に受給できないことがあります。変更された場合、速やかに住所又は居所を管轄する公共職業安定所の長宛て連絡してください。

(3)4欄は、各項目の内容をよく読んだ上で、チェックを記入してください。

(4)※印のついた欄には記載しないでください。

6 払渡希望金融機関指定欄の記載について

(1)「名称」欄には教育訓練休暇給付金を今後申請する際に払渡しを希望する金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）の名称及び店舗名（ゆうちょ銀行の場合は名称のみ）を記載してください。

(2)「銀行等（ゆうちょ銀行以外）」の「口座番号」欄又は「ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄には、申請者本人の名義の通帳の記号（口座）番号を記載してください。

(3)この届の提出と同時に申請者本人の名義の通帳、キャッシュカードその他の払渡希望金融機関の口座情報を確認できるものを提示してください。